

令和 8 年 2 月 12 日

指定居宅介護支援事業所管理者 様

奥州市福祉部長寿社会課長

特定事業所集中減算（判定期間：令和 7 年度後期）に係る届出について

このことについて、標記減算の算定を行い、当該算定の結果、80%を超えた場合は下記により届出されますよう通知いたします。

なお、本通知については、奥州市内に所在する指定居宅介護支援事業所管理者宛へ送付していることを申し添えます。

記

1 届出先等

(1) 届出方法 郵送、持参、メールによる提出

(2) 届出先 奥州市福祉部長寿社会課

〒023-8501 奥州市水沢大手町一丁目 1 番地 奥州市役所内

Eメール chouju1@city.oshu.iwate.jp

(3) 届出期限 令和 8 年 3 月 13 日（金）必着

(4) 届出様式 居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート兼届出書

※次の書類は該当する場合提出してください。

＜最高法人の事業所が 3 事業所以上ある場合（サービス別）＞

居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート別紙①

＜割合が同率となった最高法人が複数ある場合（サービス別）＞

居宅介護支援における特定事業所集中減算チェックシート別紙②

＜集中減算の適用が変更となる場合＞

介護給付費算定に係る体制等に関する届出書（別紙 3-2）

介護給付費算定に係る体制等一覧表（別紙 1-1）

2 留意事項

別紙「特定事業所集中減算留意事項」のとおり

3 公式ウェブサイト等への掲載

本件届出様式等について、令和 8 年 2 月 16 日（月）から令和 8 年 3 月 13 日（金）までの期間で、奥州市公式ウェブサイト（奥州市介護情報サイト）への掲載のほか、「奥州市ケア倶楽部」にも掲載します。「奥州市ケア倶楽部」の ID 等登録済の施設・事業所については「奥州市ケア倶楽部」からも通知・様式等の確認ができます。

「奥州市ケア倶楽部」に関する問い合わせは、地域共生社会課（0197-34-2906又は0197-34-2199）にお問い合わせください。

【担当：介護給付係 佐々木 美咲 Tel0197-34-2197】